

# 和歌山県景観ガイドライン

## 高野参詣道(町石道)周辺特定景観形成地域



文化的価値を持つ高野参詣道(町石道)



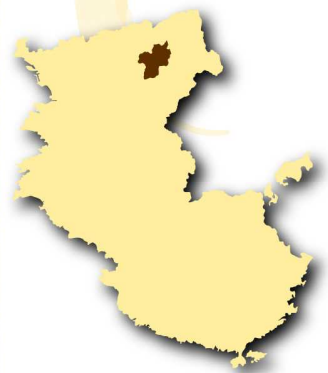
文化的景観としての価値を持つ  
高野参詣道(町石道)からの眺望



高野山へといざなうアクセスルート  
世界遺産を結ぶ歩行者動線の沿道景観



暮らしの営みによってつくられた集落



# 目 次

第 1 章	高野参詣道（町石道）周辺特定景観形成地域の指定	1
1	和歌山県における良好な景観形成に向けた取り組み	1
2	高野山町石道周辺特定景観形成地域	2
3	良好な景観の形成に関する方針（高野参詣道（町石道）周辺）	2
第 2 章	良好な景観づくりの手法	6
1	特定景観形成地域の景観形成基準の解説	6
	（1）共通事項	10
	（2）建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	14
	（3）開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更	26
	（4）土石の採取又は鉱物の掘採	29
	（5）屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	32
	（6）水面の埋め立て	34
第 3 章	良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	35
1	届出対象行為	35
2	行為の制限の基準	36

# 第1章 高野参詣道（町石道）周辺特定景観形成地域の指定

## 1 和歌山県における良好な景観形成に向けた取り組み

平成16年6月に景観法（平成16年法律第110号）が制定され、景観規制誘導等の施策に対して法律に基づく枠組みが用意されました。

また、本県では、平成16年7月に「紀伊山地の霊場と参詣道」が世界遺産に登録され、その沿道や周辺の集落、自然環境を含めた文化的景観の保全・活用が必要となっています。

このような情勢を踏まえ、平成20年4月に和歌山県の景観施策の骨格となる和歌山県景観条例を施行するとともに、平成20年度には景観法に基づく県下全域（景観行政団体である市町村の区域を除く）を対象とした和歌山県景観計画を策定、施行し、県の景観施策の基本的な枠組みを整えました。その中で、平成21年に熊野参詣道（中辺路）を、平成23年に高野山町石道周辺を、平成25年に熊野参詣道（大辺路）を、平成27年に熊野川周辺をそれぞれ特定景観形成地域に指定し、地域特性に応じた景観形成の基本方針や行為の制限を設定し、現在届出制度を実施してきました。

また、平成28年10月の世界遺産追加登録を受け、平成30年に串本町内の「新田平見道」や那智勝浦町内の「清水峠」「二河峠」などを対象に熊野参詣道（大辺路）特定景観形成地域を拡大し、令和元年にかつらぎ町内の「三谷坂」「丹生酒殿神社」を対象に高野山町石道周辺特定景観形成地域を拡大しその名称を高野参詣道（町石道）周辺特定景観形成地域に変更し、また令和2年に橋本市及び九度山町内の「高野参詣道 黒河道」を対象に、高野参詣道（黒河道）特定景観形成地域に指定しました。

### ■和歌山県における良好な景観形成に向けた取り組み

年	取り組み
平成16年	景観法の制定（国）
平成16年	「紀伊山地の霊場と参詣道」が世界遺産に登録
平成20年	和歌山県景観条例、和歌山県景観計画を策定
平成21年	特定景観形成地域に「熊野参詣道（中辺路）」を指定
平成23年	特定景観形成地域に「高野山町石道周辺」を指定
平成25年	特定景観形成地域に「熊野参詣道（大辺路）」を指定
平成27年	特定景観形成地域に「熊野川周辺」を指定
平成28年	「紀伊山地の霊場と参詣道」が世界遺産に追加登録
平成30年	熊野参詣道（大辺路）特定景観形成地域を拡大
令和元年	高野山町石道周辺特定景観形成地域を拡大し、その名称を高野参詣道（町石道）特定景観形成地域に変更
令和2年	特定景観形成地域に「高野参詣道（黒河道）」を指定

## 2 高野参詣道（町石道）周辺特定景観形成地域

高野参詣道（町石道）、高野参詣道（三谷坂）及びその周辺地域は、変化に富んだ地形と自然の中で、古くからの山岳信仰と仏教文化により育まれた精神文化や人々の暮らしとともに支えられてきた歴史や文化が色濃く息づく場所となっています。世界遺産に登録されたことによってその価値は広く内外に知れわたり、多くの来訪者の目に触れる場所となっており、和歌山県を代表する景観の一つとなっています。また、この地域を通る国道や鉄道は、高野山へいざなう重要なアクセスルートとなっています。

このため、高野参詣道（町石道）及び高野参詣道（三谷坂）からの可視領域、世界遺産を含む歴史と文化が息づく集落の区域、高野山へのアクセスルート及び世界遺産を結ぶ歩行者動線周辺を基本とする区域を「高野参詣道（町石道）周辺特定景観形成地域」として指定し、地域が有する景観の価値が損なわれることのないよう保全するとともに、地域の特性を活かしたより良い景観の形成を図っていくものとします。

## 3 良好な景観の形成に関する方針（高野参詣道（町石道）周辺）

### ①文化財的価値を持つ高野参詣道（町石道）及び高野参詣道（三谷坂）を保全する

～山道に残る町石、ニツ鳥居などの町石道の景観～

- ・ 山道に残る町石などの遺跡、沿道の山林など、永きにわたって高野山への往来が積み重ねられた文化財的価値を持つ高野参詣道（町石道）及び高野参詣道（三谷坂）の景観を保全する。

### ②文化的景観としての価値を持つ高野参詣道（町石道）及び高野参詣道（三谷坂）からの眺望景観を保全する

～高野参詣道（町石道）及び高野参詣道（三谷坂）から望む景観～

- ・ 高野参詣道（町石道）及び高野参詣道（三谷坂）からの眺望景観を構成する山稜によるスカイラインを保全する
- ・ 林業の営みにより長い時間をかけ育まれてきた緑豊かな景観を保全する
- ・ 集落と背後の山林、農地が一体となった景観を保全する
- ・ 眺望点周辺の環境を維持し、眺望点からの景観を保全する。

### ③高野山へといざなうアクセスルートにふさわしい景観形成を図る

～高野山への主要なアクセスルートであり、周辺の自然環境と調和した国道 370 号、国道 480 号及び鉄道（南海高野線）の沿道景観～

- ・ 周囲の景観と調和した建築物や広告物による沿道景観を形成する
- ・ 道路や鉄道から見える自然や集落の景観を保全する

④世界遺産の「三谷坂」「丹生酒殿神社」を結ぶ歩行者動線沿道の良い景観形成を図る

～世界遺産を結ぶ歩行者動線の景観～

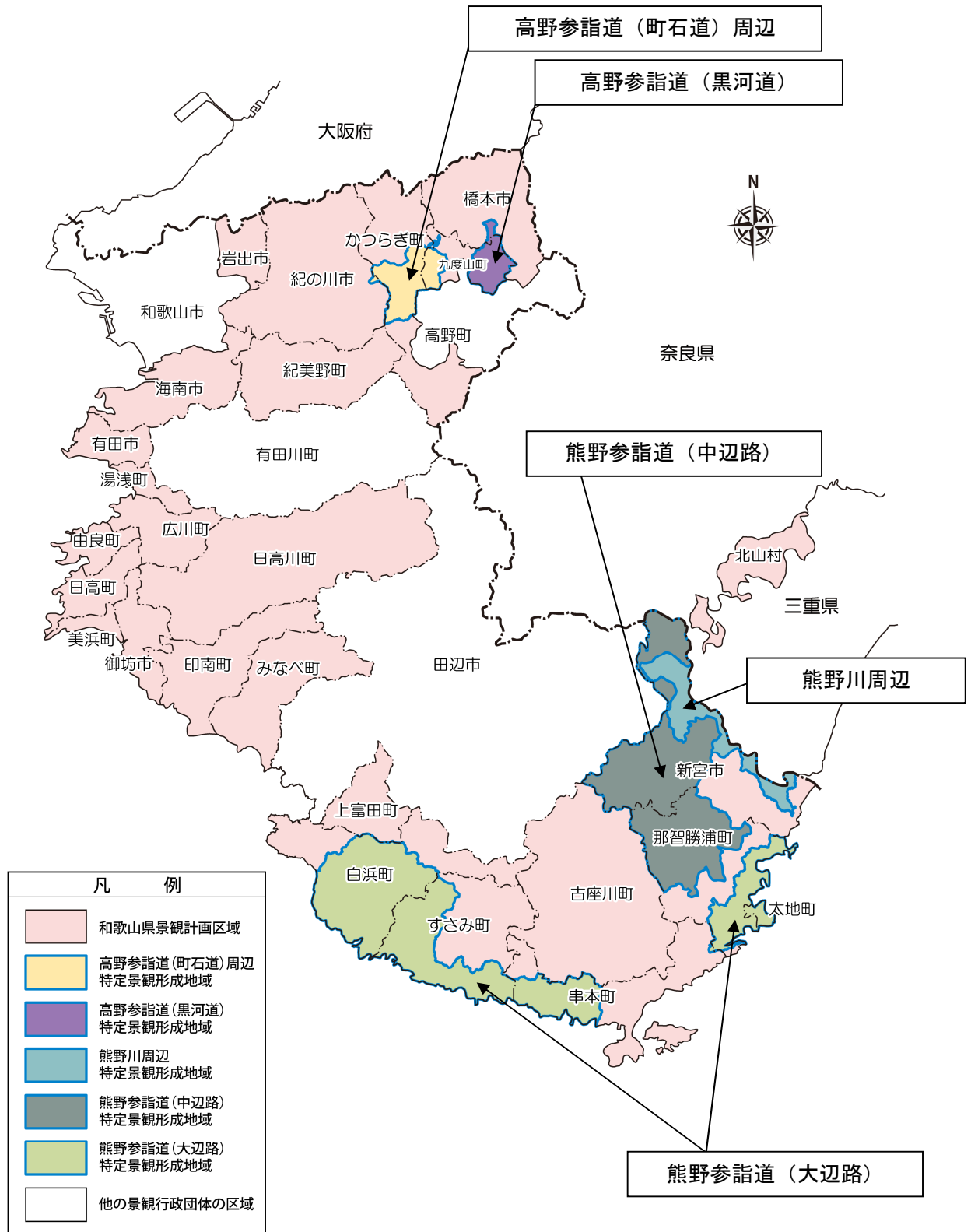
- ・ 世界遺産と連続して一体的に形成される文化的景観が損なわれないよう保全する

⑤暮らしの営みによってつくられた集落景観を保全する

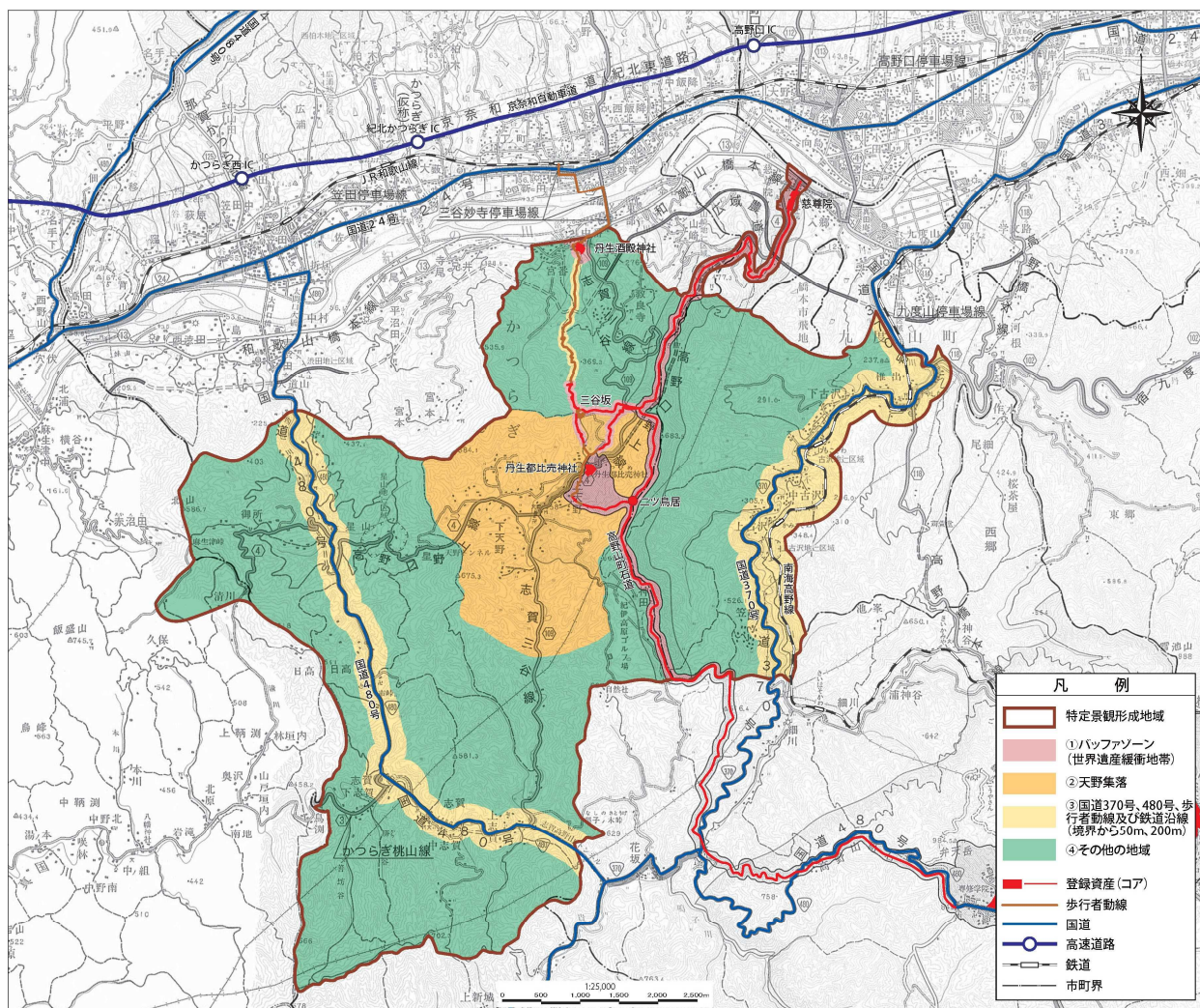
～地域の歴史・文化と関わる人々の暮らしの営みによってつくられてきた固有の景観を有する地域内の集落景観～

- ・ 地域住民とともに集落ごとの景観のなり立ちを読み解き共有していくプロセスを通じ、景観を構成する家屋や周囲の農地、里山などを保全する
- ・ 農地や里山、集落社会を支える担い手を育成する

■ 景観計画区域及び特定景観形成地域の区域図



■高野参詣道（町石道）周辺特定景観形成地域



## 第2章 良好な景観づくりの手法

この章では、良好な景観づくりに向けた手法として、高野参詣道（町石道）周辺特定景観形成地域において定められた景観形成基準の内容について、詳細に説明します。

### 1 高野参詣道（町石道）周辺特定景観形成地域の景観形成基準の解説

景観形成基準は行為の内容ごとに定めており、以下の構成となっています。

特定景観形成地域においては、地域の特性に応じてより詳細な基準を設定しており、それぞれの項目に追加する基準を設けています。

個々の景観形成基準の解説を次ページ以降に示します。

行為の内容	基準の項目
(1) 共通事項	
(2) 建築物の建築等又は工作物の建設等	A 位置・規模 B 形態・意匠 C 色彩 D 素材 E 緑化 F その他
(3) 開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更（土石の採取及び鉱物の掘採を除く）	A 位置・規模 B 緑化
(4) 土石の採取又は鉱物の掘採	A 位置・規模 B 緑化
(5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	A 位置・規模 B 方法 C その他
(6) 水面の埋立て	位置・規模



【コラム：高野参詣道（町石道）周辺における景観特性の読み解き】

高野参詣道（町石道）周辺特定景観形成地域の景観特性の読み解き方について解説します。

■景観特性を4つに分類

高野参詣道（町石道）周辺における景観特性を把握するにあたって、景観を見る主体（人）、見る場所（眺望点）、見る対象（距離）の関係から、4つの要素に分類し、それぞれの要素で景観の特性を整理しました。

見る主体 (人)	見る場所 (眺望点)	見る対象 (距離)	
高野参詣道から	来訪者が見る	近景	①高野参詣道（町石道）、高野参詣道（三谷坂）の景観 ・高野参詣道（町石道）周辺（世界遺産のコア・バッファゾーン） ●文化的価値が高い貴重な景観
		中景・遠景	②高野参詣道（町石道）、高野参詣道（三谷坂）から望む景観 ・眺望点からの眺望 ●文化的価値を持つ眺望景観
主要道路・鉄道・歩行者動線から	地元住民や来訪者が見る	近景・中景	③主要道路沿道等の景観 ・国道370号、国道480号、南海高野線から見る一定距離の範囲の景観 ●高野山へと誘うアクセスルートとしての景観
		近景・中景	世界遺産を結ぶ歩行者動線沿道の景観 ・世界遺産と連続して一体的に形成される文化的景観 ●世界遺産を結ぶ歩行者動線沿道の良好な景観形成を図る
一団の集落内か		近景・中景	④集落の景観 ・背景の山々や農地などが一体となった天野集落 ●暮らしの営みによって創られた集落景観

### 【コラム：景観特性の詳細調査】

景観の特性を分類した上で、その景観の特性や課題等を調査等で詳細に把握し、「守るべきもの」を明らかにしていきました。

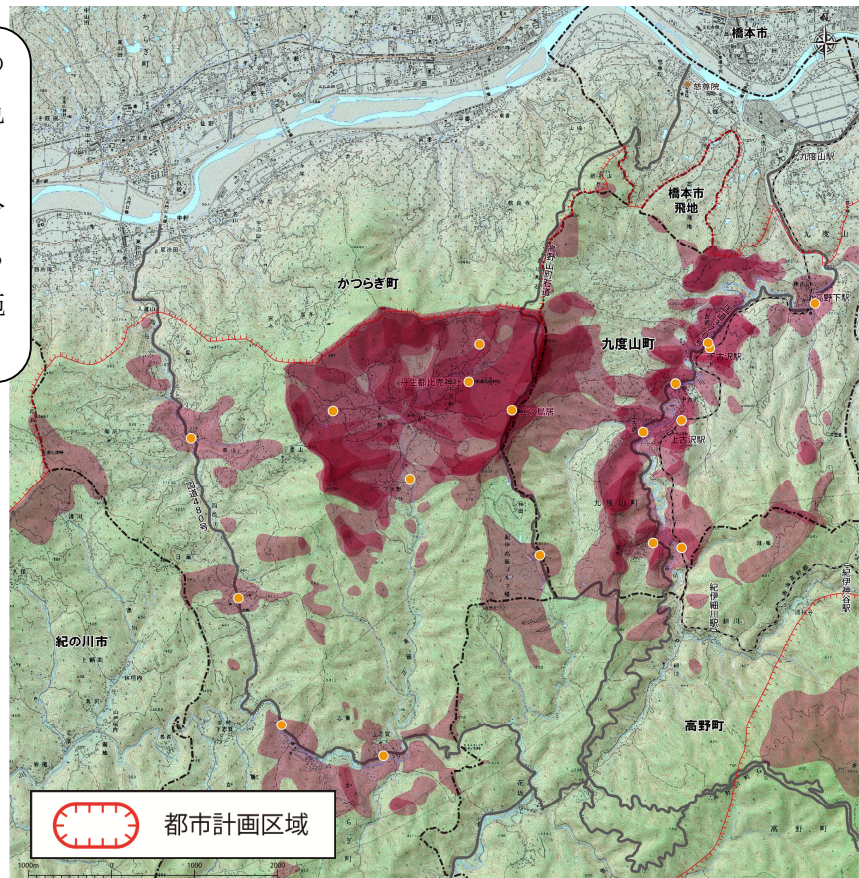
#### ①眺望点等から見える範囲（可視領域）の分析

高野参詣道（町石道）から望む景観（眺望点）については、地元集落の聞き取りや観光パンフレットなどより天野集落が一望できる二ツ鳥居を設定しました。

また、高野山へのアクセスルートである国道 370 号、国道 480 号、南海高野線沿線からの眺望についても把握しました。

#### ●高野参詣道（町石道）周辺における眺望点等から見える範囲（可視領域）

- ・ オレンジの●からの可視領域を赤で着色しています。
- ・ 赤の着色が濃い部分は、複数の地点から見ることが可能な範囲です。



高野参詣道（三谷坂）から望む景観（眺望点）については、現地調査や観光パンフレットをもとに設定しました。

眺望点からは、遠景に紀の川北部のかつらぎ町中心部の既成市街地が望むことができます。

#### ●眺望点（三谷坂）からの景観



**【コラム：景観特性の詳細調査】**

景観の特性を分類した上で、その景観の特性や課題等を調査等で詳細に把握し、「守るべきもの」を明らかにしていきました。

**②集落等における建築物の状況分析**

一団の集落（天野集落）や幹線道路沿道の集落において、建築物の状況（階数、構造、屋根の形状、外壁の素材、色彩など）を把握しました。

**■一団の集落（天野集落）**

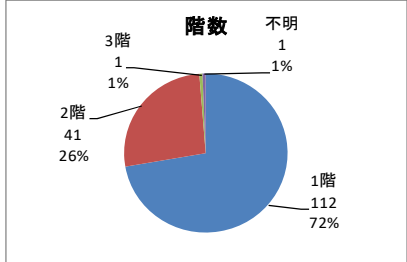
- ・建築物は、低層（2階以下）で木造の和風建築物が大半を占めています。
- ・屋根の形式としては、入母屋形式が多く、茅葺き屋根（トタン屋根）も見られました。



落ち着いた雰囲気のと風建築物  
(屋根：入母屋形式)



特徴的な建築物  
茅葺き屋根（トタン屋根）の住宅



建物階数の状況 (割合)  
1階が7割強、2階が2割強を占める

**■幹線道路沿道の集落**

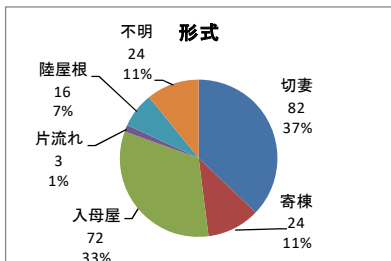
- ・平地の少ない道路沿道は、建築物が密集した状況も見られます。
- ・和風建築物が多く、屋根の形状は、切妻、入母屋が多く見られました。



沿道に立ち並ぶ建築物



沿道に形成される集落内の建築物



屋根の形状の状況 (割合)  
切妻、入母屋が3割強を占める

## (1) 共通事項

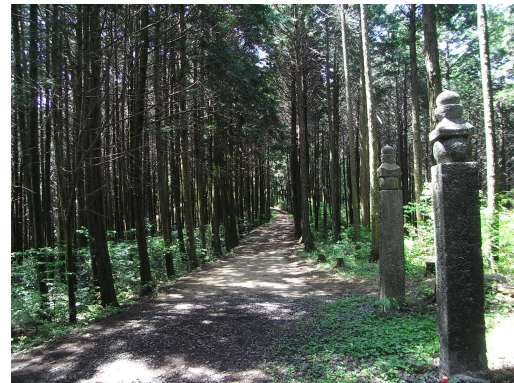
### ■バッファゾーン（世界遺産緩衝地帯）

○高野参詣道（町石道）、高野参詣道（三谷坂）等世界遺産登録資産と一体的な空間を構成する文化財的価値の高い貴重な景観として極力保全すること

#### 〈基準のねらい〉

高野参詣道（町石道）、高野参詣道（三谷坂）のバッファゾーン（世界遺産緩衝地帯）は、コアゾーン（登録遺産）として指定されている高野参詣道（町石道）、高野参詣道（三谷坂）の沿道や丹生都比売神社、慈尊院、丹生酒殿神社周辺など高野参詣道（町石道）と一体となった空間を構成し、文化財的価値の高い貴重な景観を形成しています。

そのため、高野参詣道（町石道）、高野参詣道（三谷坂）そのものとあわせてその周囲の一体となった景観を極力保全し、後世へと継承していく必要があります。



登録資産と一体となった景観

#### 〈具体的な配慮の内容〉

- ・バッファゾーン（世界遺産緩衝地帯）では、現状の景観を保全するため、行為は生活上必要な行為に限るなど必要最小限にとどめます。

## ■天野集落

○高野参詣道（町石道）から眺望できる文化的景観や集落内の世界遺産と一体となった文化的景観に留意し、それらの景観を損なうことのないよう周囲の景観との調和を図ること

### 〈基準のねらい〉

天野集落は、世界遺産である丹生都比売神社を始め墓や碑などの史跡を多く有し、空海（弘法大師）など歴史上の人物ゆかりの地でもあり、特徴的な歴史と文化が色濃く残る地域です。また、山々に囲まれた盆地の地形に集落が形成され、四季折々ののどかな田園・集落風景が見られます。

また、地域づくりの取り組みが盛んであり、森林文化協会など主催の「にほんの里 100 選」、環境庁（現環境省）から「ふるさといきものの里」に認定され、初夏の夜空には源氏ボタルの乱舞が見られる豊かな自然に恵まれています。

そのため、集落内の建築物や屋外広告物により、高野参詣道（町石道）から眺望景観や集落の良好な景観の価値が損なわれないよう、周辺の自然景観等と調和を図っていく必要があります。



暮らしの営みによって創られた集落景観

### 〈具体的な配慮の内容〉

- ・集落内に建築物や屋外広告物等を設置する場合は、周辺の自然景観を大きく乱すことの無いように位置・規模や形態・意匠、色彩等に配慮します。

## ■国道 370 号、480 号及び鉄道沿線（境界から 200m）

○高野山の地へといざなうアクセスルートとして、地域の持つ景観の価値を損なうことのないよう周囲の景観との調和を図ること

### 〈基準のねらい〉

国道 370 号と 480 号は、河川と平行して山間を縫うように整備された幹線道路であり、沿道に平地は少なく傾斜地等に小規模な集落が形成されています。また、南海高野線が国道 370 号と平行するように高野山まで走っています。

これらの路線（国道 370 号、480 号、南海高野線）は、地区内の居住者のほか、高野山を訪れる観光客の多くが利用しており、高野山の地へといざなうアクセスルートとして重要な役割を果たしています。

そのため、沿線の建築物や屋外広告物により、地域の景観の価値が損なわれないよう、周囲との景観の調和を図っていく必要があります。



高野山の地へといざなうアクセスルートとしての景観

#### 〈具体的な配慮の内容〉

- ・沿線に建築物や屋外広告物等を設置する場合は、周辺の景観を大きく乱すことの無いように位置・規模や形態・意匠、色彩等に配慮します。

#### ■世界遺産を結ぶ歩行者動線沿道（境界 50m）

○世界遺産の「三谷坂」「丹生酒殿神社」を結ぶ歩行者動線沿道の良好な景観形成を図ること

#### 〈基準のねらい〉

世界遺産を結ぶ歩行者動線沿道は、高野参詣道（三谷坂）の世界遺産登録区間に連続して世界遺産と一体的な文化的景観を形成しています。

「丹生酒殿神社」～「天野集落」の区間は、果樹園に囲まれた区間を過ぎると樹林に囲まれた山間部を中心とした景観を形成しています。

これらの世界遺産を結ぶ歩行者動線は、地区内の居住者のほか、高野参詣道（三谷坂）を訪れる観光客が利用しており、高野参詣道の散策ルートとしての役割を果たしているため、沿道の建築物や屋外広告物により、世界遺産と連続して一体的に形成される文化的景観が損なわれないよう、周囲との景観の調和を図っていく必要があります。



世界遺産を結ぶ散策ルートとしての景観

### 〈具体的な配慮の内容〉

- ・沿道に建築物や屋外広告物等を設置する場合は、周辺の景観を大きく乱すことの無いように位置・規模や形態・意匠、色彩等に配慮します。

### ■その他の地域

- 高野参詣道（町石道）、高野参詣道（三谷坂）から眺望できる文化的景観に留意し、その景観を損なうことのないよう周囲の景観との調和を図ること
- 高野山の地へといざなうアクセスルートから眺望できる地域のもつ景観の価値を損なうことのないよう周囲の景観との調和を図ること

### 〈基準のねらい〉

高野参詣道（町石道）、高野参詣道（三谷坂）の眺望点からは、山々の山稜、山々の頂上部付近がスカイラインを形成しています。また、道路や鉄道の沿道からは集落等の背景として良好な山林風景が見られます。

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」は、自然と人間の営みが長い時間をかけて形成した風景である文化的景観が評価されていることが大きな特徴です。また、高野参詣道（町石道）、高野参詣道（三谷坂）周辺は山岳信仰と仏教文化により育まれた精神文化が息づいており、周囲の自然の景観と一体となつてこそ価値を持つものです。そのため、高野参詣道（町石道）、高野参詣道（三谷坂）、一団の集落や国道・鉄道・歩行者動線沿道だけではなく、眺望できる範囲を含めた一体的な景観を保全していく必要があります。



高野参詣道（町石道）からの眺望景観

### 〈具体的な配慮の内容〉

- ・行為を行う際は、高野参詣道（町石道）、高野参詣道（三谷坂）の眺望点からの眺望やアクセスルート、歩行者動線沿道からの眺望できる範囲の景観について事前にチェックを行うとともに、眺望を妨げることのないよう位置・規模や形態・意匠等に配慮します。

(2) 建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

#### A 位置・規模

##### ■バッファゾーン（世界遺産緩衝地帯）

（周辺景観への配慮）

○高さ 13 メートル、水平投影面積 1,000 平方メートルを超えない規模とし、周辺景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。

##### 〈基準のねらい〉

バッファゾーンは主に高野参詣道（町石道）、高野参詣道（三谷坂）の沿道に指定されています。丹生都比売神社周辺など天野集落の一部や丹生酒殿神社周辺も含まれますが、基本的に高さ 13 メートルを超える建築物等は立地していません。

バッファゾーン（世界遺産緩衝地帯）においては、極力現状の景観を保全することが望ましく、景観上大きな影響を及ぼす高さ 13 メートル、水平投影面積 1,000 平方メートルを超える規模の行為は行わないこととしています。

行為を行う際には、周辺の景観の構成に十分配慮の上、適切な位置・規模とするようにして下さい。



バッファゾーンの景観

##### ■天野集落

（周辺景観への配慮）

○集落内や集落の入口から見たときに、集落景観、背景となる山なみを著しく妨げない位置及び規模とすること。

##### 〈基準のねらい〉

天野集落は、背景の山林や農地と家屋が調和した緑豊かな集落景観を形成しています。

天野集落に見られないような違和感や圧迫感のある建築物等が設置された場合は、緑豊かな集落景観を妨げることとなるので、背景となる山なみや集落景観を著しく妨げないような位置・規模とすることが必要です。





集落内や集落の入り口からの景観

(景観構成要素への配慮)

○石垣、庭木、植え込みなどの特徴的な景観を構成するものがある場合には、極力保全すること。

〈基準のねらい〉

天野集落の家屋には、庭木、植え込み、石垣などが効果的に配されており、周辺の農地や山林の緑と調和し集落の一体感を演出しうるおいや安らぎを感じさせてくれます。

行為地にこれらの特徴的な景観の構成要素が存在する場合は、既存の集落の作法にならって極力保全し、自然景観との調和を図る必要があります。



天野集落内の庭木、植え込み、石垣など

(眺望への配慮)

○高野参詣道（町石道）の眺望点から見たときに、外周囲山稜のスカイラインから突出しない位置及び規模とすること。また、集落景観、背景となる山なみを著しく妨げない位置及び規模とすること。

〈基準のねらい〉

高野参詣道（町石道）の眺望点である二ツ鳥居からは、良好な田園風景が広がる天野集落や美しい山々のスカイラインが一望できます。

ここからの景観を保全するために、眺望点から見た時に外周囲山稜が形づくるスカイラインから突出しない位置・規模とする必要があります。

また、天野集落は、背景の山林や農地と家屋が調和した緑豊かな集落景観を形成しています。

天野集落に見られないような違和感や圧迫感のある建築物等が設置された場合は、緑豊かな集落景観を妨げることとなるので、背景となる山なみや集落景観を著しく妨げないような位置・規模とすることが必要です。



高野参詣道（町石道）からの眺望景観

■国道 370 号、480 号、鉄道沿線及び歩行者動線沿道（境界から 50m、200m）

(景観構成要素への配慮)

○石垣、庭木、植え込みなどの特徴的な景観を構成するものがある場合には、極力保全すること。

〈基準のねらい〉

国道 380 号、国道 480 号及び歩行者動線沿道に形成される集落の家屋には、庭木、植え込み、石垣などが効果的に配されており、うるおいや季節感を演出するまちなみのアクセントとなっています。

また、鉄道沿線からは、初夏の頃に白いシャガの花が沿線のあちこちで咲き美しい景観を演出してくれます。

行為地にこれらの特徴的な景観の構成要素が存在する場合は、既存の集落の作法にならって極力保全し、自然景観との調和を図る必要があります。



国道 480 号沿道見られる庭木



鉄道から見られるシャガの花

(沿道・鉄道・歩行者動線沿道からの眺望への配慮)

○道路、鉄道及び歩行者動線沿道から見たときに、集落景観、背景となる山なみを著しく妨げない位置及び規模とすること。

#### 〈基準のねらい〉

国道 370 号、国道 480 号及び歩行者動線沿道には平地が少なく、沿道に隣接するように小規模な集落が点在しています。特に 370 号沿道は、傾斜地が多くの家屋と自然が調和した集落景観を形成しています。

また、鉄道沿線からは、国道沿道に形成された集落とその背景の山なみを望むことができ、沿道集落と背景の山なみとが一体となった良好な景観を有しています。

道路沿道の近景に圧迫感のある建築物等が設置された場合は、背景の山なみへの眺望を妨げることとなるので、背景となる山なみを著しく妨げないような位置・規模とすることが必要です。



国道 370 号沿道からの眺望



南海電鉄下古沢駅からの眺望



歩行者動線沿道からの眺望

### ■その他の地域

(眺望への配慮)

○高野参詣道（町石道）、高野参詣道（三谷坂）の眺望点から見たときに、外周囲山稜のスカイラインから突出しない位置及び規模とすること。

〈基準のねらい〉

高野参詣道（町石道）、高野参詣道（三谷坂）の眺望点からは、良好な田園風景が広がる天野集落や美しい山々のスカイラインが一望できます。

ここからの景観を保全するために、眺望点から見た時に外周囲山稜が形づくるスカイラインから突出しない位置・規模とする必要があります。



高野参詣道（町石道）からの眺望景観

## B 形態・意匠

### ■バッファゾーン（世界遺産緩衝地帯）

○周辺景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。

#### 〈基準のねらい〉

バッファゾーンは主に高野参詣道（町石道）、高野参詣道（三谷坂）の沿道に指定されています。丹生都比売神社周辺など天野集落の一部や丹生酒殿神社周辺も含まれますが、基本的に高さ13メートルを超える建築物等は立地していません。

バッファゾーン（世界遺産緩衝地帯）においては、極力現状の景観を保全することが望ましく、周辺景観に著しい影響を及ぼす行為（周辺との関係を見越した突出した形態・意匠を有する建築物等の設置など）は行わないよう求めるものです。

行為を行う際には、周辺の景観の構成に十分配慮の上、適切な形態・意匠とするようにして下さい。

### ■天野集落

○高野参詣道（町石道）の眺望点及び集落内や集落の入口から見たときに、周辺と調和のとれた形態及び意匠とすること。

#### 〈基準のねらい〉

天野集落においては、高野参詣道（町石道）及び集落内や集落の入口から見た時に、既存の建築物等と調和し、まとまりある形態・意匠とすることが必要です。

天野集落は平屋・2階建ての低層の家屋が中心であり、高野山町石道及び集落内や集落の入口から見たとき時に極端に目立つ建築物等はありません。連続性のある沿道景観を保つため、現在立地する家屋等と調和した形態・意匠とすることが求められます。



天野集落内や集落の入口から見たときの景観

■国道 370 号、480 号、鉄道沿線及び歩行者動線沿道（境界から 50m、200m）

○国道、鉄道及び歩行者動線沿道から見たときに、周辺と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。

〈基準のねらい〉

国道 370 号、480 号、鉄道及び歩行者動線沿道にあつては、国道、鉄道及び歩行者動線沿道から見た時に、既存の建築物等と調和し、まとまりある形態・意匠とすることが必要です。

国道沿道は平屋・2階建ての低層の家屋が中心であり、国道や鉄道沿道から見た時に極端に目立つ建築物等はありません。連続性のある沿道景観を保つため、現在立地する家屋等と調和した形態・意匠とすることが求められます。



国道 370 号沿道から見られる集落景観



歩行者動線沿道から見られる集落景観

■その他の地域

○高野参詣道（町石道）、高野参詣道（三谷坂）の眺望点及び国道、鉄道、歩行者動線沿道から見たときも、周辺と調和のとれた形態及び意匠とすること。

〈基準のねらい〉

バッファゾーン、天野集落、国道、鉄道及び歩行者動線沿道以外で行為を行う際も、その行為地が高野参詣道（町石道）、高野参詣道（三谷坂）の眺望点及び国道、鉄道、歩行者動線沿道か

ら見えるかどうかについてチェックが必要です。視界に入る場合には、その行為が目立つことが無いよう、周辺と調和のとれた形態及び意匠とすることが必要です。



高野参詣道（町石道）からの眺望景観

## C 色彩

### ■バッファゾーン（世界遺産緩衝地帯）

○周辺景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。

#### 〈基準のねらい〉

バッファゾーンは主に高野参詣道（町石道）、高野参詣道（三谷坂）の沿道に指定されています。丹生都比売神社周辺など天野集落の一部や丹生酒殿神社周辺も含まれますが、基本的には、目立った色彩の建築物等は立地していません。

バッファゾーン（世界遺産緩衝地帯）においては、極力現状の景観を保全することが望ましく、周辺景観に著しい影響を及ぼす行為（過度な色彩を有する建築物等の設置など）は行わないよう求めるものです。

### ■天野集落

○外観の基調色は次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、社会通念上、使用が認められている場合、または、他の法令等の規定により、それら以外の色によることとされている場合は、この限りでない。

色相	彩度
0.1R~2.5Y	6 以下
上記以外	4 以下(無彩色含む)

#### 〈基準のねらい〉

天野集落に立地する建築物等は、大半が民家や生活のための施設となっています。

天野集落内において建築物等の色彩調査を実施した結果、大半の物件が上記の彩度の範囲に収まる結果となっています。そのため、既存の建築物等との調和の観点から外観の基調色の範囲を設定しており、この範囲内で周辺と調和する色彩を選定して頂くこととなります。

建築物等を計画する際には、あらかじめ市販されている色見本等を用いて、使用を予定している色彩が基準に適合するかどうかを確認するようにして下さい。また、基準との適合とあわせて、実際に周辺の景観と照らしあわせた検討も行うようにして下さい。



天野集落内は落ち着いた色彩の建築物が中心



■国道 370 号、480 号、鉄道沿線及び歩行者動線沿道（境界から 50m、200m）

○外観の基調色は次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、社会通念上、使用が認められている場合、または、他の法令等の規定により、それら以外の色によることとされている場合は、この限りでない。

色相	彩度
0.1R~2.5Y	6 以下
上記以外	4 以下(無彩色含む)

〈基準のねらい〉

国道 370 号、国道 480 号及び歩行者動線沿道に立地する建築物等は、大半が民家や生活のための施設となっています。

建築物等が主に立地する国道 370 号や国道 480 号沿道の集落地を対象として、建築物等の色彩調査を実施した結果、大半の物件が上記の彩度の範囲に収まる結果となっています。そのため、既存の建築物等との調和の観点から外観の基調色の範囲を設定しており、この範囲内で周辺と調和する色彩を選定して頂くこととなります。

建築物等を計画する際には、あらかじめ市販されている色見本等を用いて、使用を予定している色彩が基準に適合するかどうかを確認するようにして下さい。また、基準との適合とあわせて、実際に周辺の景観と照らしあわせた検討も行うようにして下さい。



国道 370 号や国道 480 号沿道は落ち着いた色彩の建築物が中心

■その他の地域

- ・追加基準なし

D 素材、E 緑化

■全地域：追加基準なし

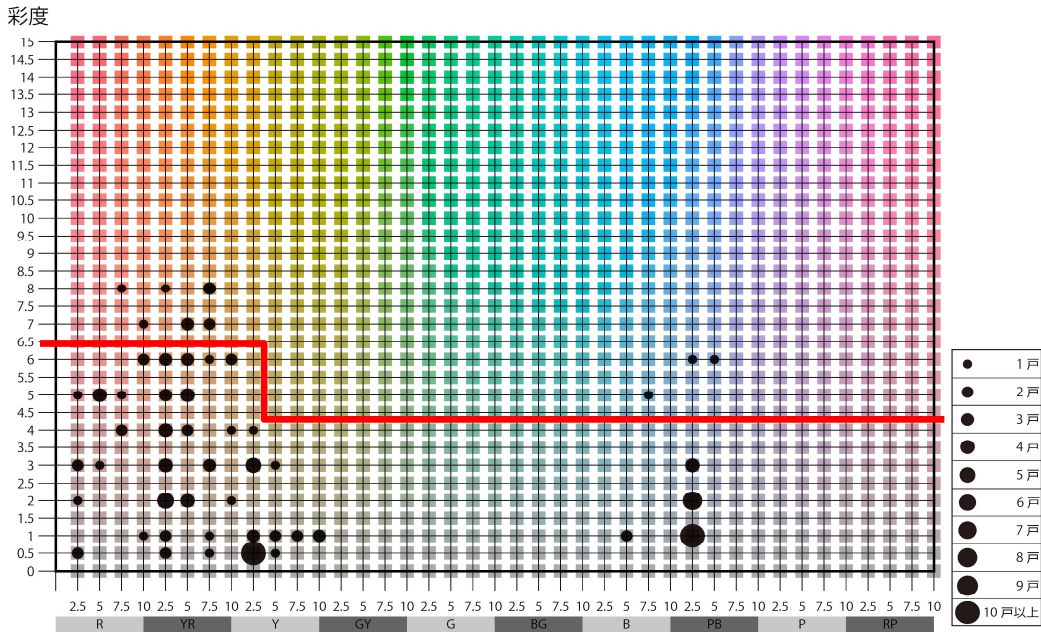
【コラム：一団の集落（天野集落）の建築物の色彩】

天野集落内の建築物の色彩を調査したところ、下の表のような分布となりました。

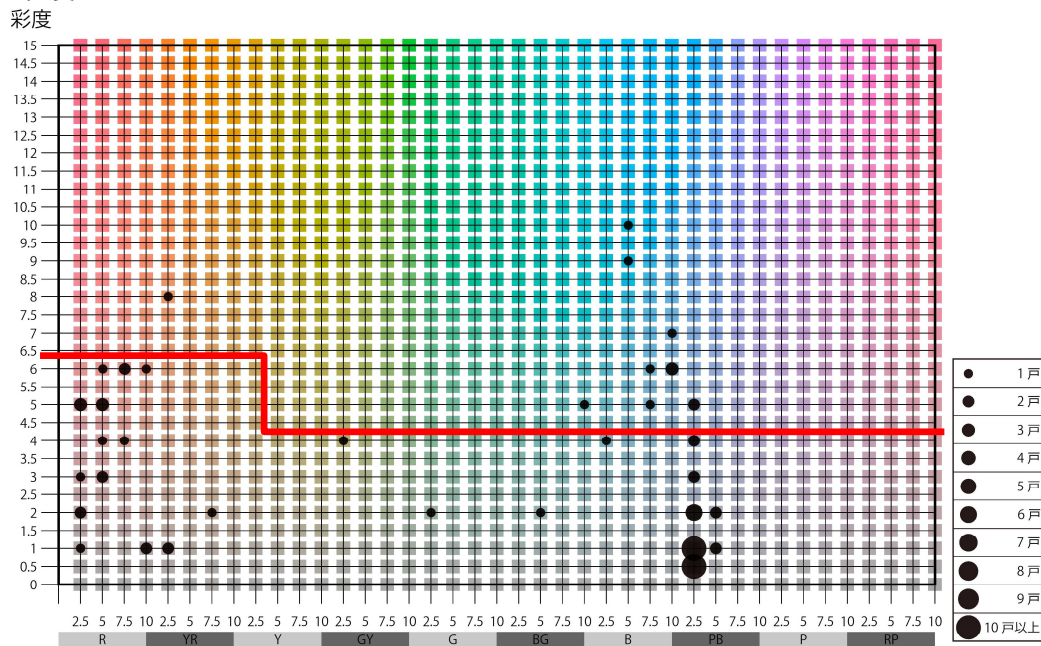
これをみると、大半の建築物が、色相 0.1R~2.5Y は彩度 6 以下、それ以外の色相は彩度 4 以下の範囲（図中の赤い線）内に収まっていることが分かります。

周辺との調和の観点から、この範囲の色彩を基調として建築行為を行うように配慮を求めめるものです。

●壁面の彩度



●屋根の彩度



※彩度の表では、実際の明度にかかわらず、全ての明度を 7 と固定しているため、実際の色彩とは異なります。

## F その他

### ■太陽光発電施設の設置

太陽光発電施設は、従来の建築物や工作物と比べ形態意匠等が異なることから、施設の規模や地形等に応じ、計画段階において、太陽光パネル単一による圧迫感や人工物の存在感など周辺景観に与える影響を検討する必要があります。

特に特定景観形成地域内においては、世界遺産である高野参詣道（町石道）、高野参詣道（三谷坂）からの眺望景観を考慮し、太陽光発電施設の設置場所の検討を行うなど、世界遺産周辺の文化的景観を損なうことのないよう配慮することが必要です。

### (3) 開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更

#### A 位置・規模

##### ■バッファゾーン（世界遺産緩衝地帯）

○周辺の景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。

##### 〈基準のねらい〉

バッファゾーンにおいては、現状の景観を極力保全することが望ましく、開発行為等を行う場合には、その範囲は景観に影響を与えることが無いよう必要最小限にとどめなければなりません。

もし、行為を行う場合であっても、周辺の景観に十分配慮の上、著しい改変が生じないようにするとともに、土砂の流出のおそれが無いよう適切な措置を講じる必要があります。

##### ■天野集落

○高野参詣道（町石道）の眺望点及び集落内や集落の入口から見たときに、周辺と調和を図ること。

##### 〈基準のねらい〉

天野集落は、高野山に関連深い歴史・文化が息づき、背後の山々や農地と集落とが一体となった文化的景観を有しています。

そのため、この文化的景観を著しく損なうことのないよう、開発行為等を行う場合には、集落内や集落の入口からの見え方とあわせて、高野参詣道（町石道）の眺望点からの見え方にも配慮した形での景観形成が求められます。



天野集落の景観

■国道 370 号、480 号、鉄道沿線及び歩行者動線沿道（境界から 50m、200m）

○国道、鉄道、歩行者動線沿道から見たときに、周辺との調和を図ること。

〈基準のねらい〉

国道 370 号、国道 480 号及び鉄道沿道は、高野山へいざなうアクセスルートとして重要な役割を果たしており、道路沿道の集落と背景の自然とが調和した趣のある景観が特徴となっています。

また、世界遺産を結ぶ歩行者動線沿道は、地区内の居住者のほか、高野参詣道（三谷坂）を訪れる観光客が利用しており、高野参詣道の散策ルートとしての役割を果たしています。

そのため、この沿道景観を著しく損なうことのないよう、開発行為等を行う場合には、国道や鉄道沿道及び歩行者動線沿道からの見え方に配慮した形での景観形成が求められます。



国道 480 号沿道の景観

■その他の地域

○高野参詣道（町石道）、高野参詣道（三谷坂）の眺望点及び国道、鉄道及び歩行者動線沿道から見たときに、周辺との調和を図ること。

〈基準のねらい〉

高野参詣道（町石道）、高野参詣道（三谷坂）の眺望点からは、山々の山稜、山々の頂上部付近がスカイラインを形成しています。また、道路、鉄道及び歩行者動線沿道からは集落等の背景として良好な山林風景が見られます。

この景観を保全するため、行為地が高野参詣道（町石道）、高野参詣道（三谷坂）の眺望点及び国道、鉄道及び歩行者動線沿道から見える場所にある際は、特にその景観を阻害することのないよう、適切な措置を講ずる必要があります。



高野参詣道（町石道）からの眺望景観

**B 緑化**

■全地域：追加基準なし

#### (4) 土石の採取又は鉱物の掘採

##### A 位置・規模

##### ■バッファゾーン（世界遺産緩衝地帯）

○周辺の景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。

##### 〈基準のねらい〉

バッファゾーンにおいては、現状の景観を極力保全することが望ましく、開発行為等を行う場合には、その範囲は景観に影響を与えることが無いよう必要最小限にとどめなければなりません。

もし、行為を行う場合であっても、周辺の景観に十分配慮の上、著しい改変が生じないようにするとともに、行為が終了した場合は跡地の整理に関する計画に基づき速やかに復元等の措置を講じる必要があります。

##### ■天野集落

○高野参詣道（町石道）の眺望点及び集落内や集落の入口から見たときに、周辺と調和を図ること。

##### 〈基準のねらい〉

天野集落は、高野山に関連深い歴史・文化が息づき、背後の山々や農地と集落とが一体となった文化的景観を有しています。

そのため、この文化的景観を著しく損なうことのないよう、土石の採取等を行う場合には、集落内や集落の入口からの見え方とあわせて、高野参詣道（町石道）の眺望点からの見え方にも配慮した形での景観形成が求められます。



天野集落の景観

■国道 370 号、480 号、鉄道沿線及び歩行者動線沿道（境界から 50m、200m）

○国道、鉄道沿道及び歩行者動線沿道から見たときに、周辺との調和を図ること。

〈基準のねらい〉

国道 370 号、国道 480 号及び鉄道沿道は、高野山へいざなうアクセスルートとして重要な役割を果たしており、道路沿道の集落と背景の自然とが調和した趣のある景観が特徴となっています。

また、世界遺産を結ぶ歩行者動線沿道は、地区内の居住者のほか、高野参詣道（三谷坂）を訪れる観光客が利用しており、高野参詣道の散策ルートとしての役割を果たしています。

そのため、この沿道景観を著しく損なうことのないよう、土石の採取等を行う場合には、国道や鉄道沿道及び歩行者動線沿道からの見え方に配慮した形での景観形成が求められます。



国道 480 号沿道の景観

■その他の地域

○高野参詣道（町石道）、高野参詣道（三谷坂）の眺望点及び国道、鉄道及び歩行者動線沿道から見たときに、周辺との調和を図ること。

高野参詣道（町石道）、高野参詣道（三谷坂）の眺望点からは、山々の山稜、山々の頂上部付近がスカイラインを形成しています。また、道路、鉄道及び歩行者動線からは集落等の背景として良好な山林風景が見られます。

この景観を保全するため、行為地が高野参詣道（町石道）、高野参詣道（三谷坂）の眺望点及び国道、鉄道、歩行者動線沿道から見える場所にある際は、特にその景観を阻害することのないよう、適切な措置を講ずる必要があります。





高野参詣道（町石道）からの眺望景観

**B 緑化**

■全地域：追加基準なし

## (5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

### A 位置・規模

#### ■バッファゾーン（世界遺産緩衝地帯）

○周辺の景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。

#### 〈基準のねらい〉

バッファゾーンにおいては、現状の景観を極力保全することが望ましく、物件等の堆積を行う場合には、その範囲は景観に影響を与えることが無いよう必要最小限にとどめなければなりません。

もし、行為を行う場合であっても、周辺の景観に十分配慮の上、著しい改変が生じないようにする必要があります。

#### ■天野集落

○高野参詣道（町石道）の眺望点及び集落内や集落の入口から見たときに、周辺と調和を図ること。

#### 〈基準のねらい〉

天野集落は、高野山に関連深い歴史・文化が息づき、背後の山々や農地と集落とが一体となった文化的景観を有しています。

そのため、この文化的景観を著しく損なうことのないよう、物件の堆積等を行う場合には、集落内や集落の入口からの見え方とあわせて、高野参詣道（町石道）の眺望点からの見え方にも配慮した形での景観形成が求められます。



天野集落の景観

■国道 370 号、480 号、鉄道沿線及び歩行者動線沿道（境界から 50m、200m）

○国道、鉄道沿道及び歩行者動線沿道から見たときに、周辺との調和を図ること。

〈基準のねらい〉

国道 370 号、国道 480 号及び鉄道沿道は、高野山へいざなうアクセスルートとして重要な役割を果たしており、道路沿道の集落と背景の自然とが調和した趣のある景観が特徴となっています。

また、世界遺産を結ぶ歩行者動線沿道は、地区内の居住者のほか、高野参詣道（三谷坂）を訪れる観光客が利用しており、高野参詣道の散策ルートとしての役割を果たしています。

そのため、この沿道景観を著しく損なうことのないよう、物件の堆積等を行う場合には、国道や鉄道及び歩行者動線沿道からの見え方に配慮した形での景観形成が求められます。



国道 480 号沿道の景観

■その他の地域

○高野参詣道（町石道）、高野参詣道（三谷坂）の眺望点及び国道、鉄道及び歩行者動線沿道から見たときに、周辺との調和を図ること。

〈基準のねらい〉

高野参詣道（町石道）、高野参詣道（三谷坂）の眺望点からは、山々の山稜、山々の頂上部付近がスカイラインを形成しています。また、道路、鉄道及び歩行者動線からは集落等の背景として良好な山林風景が見られます。

この景観を保全するため、行為地が高野参詣道（町石道）、高野参詣道（三谷坂）の眺望点及び国道、鉄道、歩行者動線から見える場所にある際は、特にその景観を阻害することのないよう、適切な措置を講ずる必要があります。



高野参詣道（町石道）からの眺望景観

**B 方法、C その他**

■全地域：追加基準なし

**（6）水面の埋立て（バッファゾーン（世界遺産緩衝地帯）のみ）**

**A 位置・規模**

■バッファゾーン（世界遺産緩衝地帯）

○周辺の景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。

〈基準のねらい〉

バッファゾーンにおいては、現状の景観を極力保全することが望ましく、水面の埋立て等を行う場合には、その範囲は景観に影響を与えることが無いよう必要最小限にとどめなければなりません。

### 第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

#### 1 届出対象行為

高野参詣道(町石道)周辺特定景観形成地域における届出対象行為は以下の通りとします。

区分	規模				
	①バッファゾーン	②天野集落	③国道370号、480号、鉄道沿線及び歩行者動線沿道(境界から50m、200m)	④その他の地域	
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	全ての行為	高さ10m超 または延べ 面積500㎡超	高さ10m超 または延べ 面積500㎡超	高さ13m超 または延べ 面積1,000㎡超	
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	①製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で次に掲げる用途に供するもの ・アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの ・自動車車庫の用途に供する施設その他これらに類するもの ・汚物処理場、ごみ焼却施設その他の処理施設の用途に供するもの ・太陽光発電施設	全ての行為	高さ10m超 または 築造面積 500㎡超	高さ13m超 または 築造面積 1,000㎡超	
	②広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの	全ての行為	高さ10m 超	高さ10m 超	高さ13m 超
	③その他の工作物	全ての行為	高さ10m 超	高さ10m 超	高さ13m 超
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	全ての行為	1,000㎡超	1,000㎡超	2,000㎡超	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	全ての行為	1,000㎡超	1,000㎡超	2,000㎡超	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	全ての行為	1,000㎡超	1,000㎡超	2,000㎡超	
水面の埋立て	全ての行為	—	—	—	

## 2 行為の制限の基準

高野参詣道（町石道）周辺特定景観形成地域における届出対象行為の制限の基準は以下の通りとする。（●は高野参詣道（町石道）周辺特定景観形成地域として県全域から追加及び上乗せした基準）

また、太陽光発電施設の設置については、別に定める「太陽光発電施設の設置に関する景観ガイドライン（平成 29 年 4 月）」についても参照すること。

対象行為	項目	行為の制限の基準			
		①パツファゾーン（世界遺産緩衝地帯）	②天野集落	③国道 370 号、480 号、鉄道沿線及び歩行者動線沿道（境界から 50m、200m）	④その他の地域
共通事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>●高野参詣道（町石道）及び高野参詣道（三谷坂）等世界遺産登録資産と一体的な空間を構成する文化財的価値の高い貴重な景観として極力保全すること。</li> <li>・行為地及びその周辺地域の自然、生活、歴史等の地域特性を読み取り、周辺の景観と調和した魅力ある景観形成に配慮すること。</li> <li>・周辺に和歌山県景観資源、景観重要建造物、景観重要樹木がある場合にはそれらとの調和に配慮すること。</li> <li>・行為に関連する各種法令を遵守するとともに、県及び市町村が実施する関連施策との整合に配慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高野参詣道（町石道）及び高野参詣道（三谷坂）から眺望できる周囲の景観が一体となって文化的景観を形成していることと、集落内の景観が世界遺産と一体となり文化的景観を形成していることに留意し、それらの景観を損なうことのないよう周囲の景観との調和を図ること。</li> <li>・行為地及びその周辺地域の自然、生活、歴史等の地域特性を読み取り、周辺の景観と調和した魅力ある景観形成に配慮すること。</li> <li>・周辺に和歌山県景観資源、景観重要建造物、景観重要樹木がある場合にはそれらとの調和に配慮すること。</li> <li>・行為に関連する各種法令を遵守するとともに、県及び市町村が実施する関連施策との整合に配慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高野山の地へといざなうアクセスルート及び世界遺産を結ぶ歩行者動線沿道として、地域の持つ景観の価値を損なうことのないよう周囲の景観との調和を図ること。</li> <li>・行為地及びその周辺地域の自然、生活、歴史等の地域特性を読み取り、周辺の景観と調和した魅力ある景観形成に配慮すること。</li> <li>・周辺に和歌山県景観資源、景観重要建造物、景観重要樹木がある場合にはそれらとの調和に配慮すること。</li> <li>・行為に関連する各種法令を遵守するとともに、県及び市町村が実施する関連施策との整合に配慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高野参詣道（町石道）及び高野参詣道（三谷坂）から眺望できる周囲の景観が一体となって文化的景観を形成していることに留意し、その景観を損なうことのないよう周囲の景観との調和を図ること。</li> <li>●高野山の地へといざなうアクセスルート及び世界遺産を結ぶ歩行者動線沿道から眺望できる地域のもつ景観の価値を損なうことのないよう周囲の景観との調和を図ること。</li> <li>・行為地及びその周辺地域の自然、生活、歴史等の地域特性を読み取り、周辺の景観と調和した魅力ある景観形成に配慮すること。</li> <li>・周辺に和歌山県景観資源、景観重要建造物、景観重要樹木がある場合にはそれらとの調和に配慮すること。</li> <li>・行為に関連する各種法令を遵守するとともに、県及び市町村が実施する関連施策との整合に配慮すること。</li> </ul>
建築物又は工 作物の新築 （新設）、増 築、改築若し くは移転、外 観を変更する こととなる修 繕若しくは模 様替え又は色 彩の変更	位置・ 規模	<p>（周辺景観への配慮）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●高さ 13 メートル、水平投影面積 1,000 平方メートルを超えない規模とし、周辺景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。</li> </ul> <p>（景観構成要素への配慮）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近傍に自然や歴史・文化的建築物等の良好な景観を構成するものがある場合には、それらの保全に配慮した位置及び規模とすること。</li> </ul> <p>（眺望への配慮）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・山地、河川、湖沼、丘陵地等への主要な眺望点からの眺望を妨げない位置及び規模とすること。</li> <li>・山稜の近傍では稜線や背景との調和を乱さない位置及び規模とすること。</li> </ul> <p>（その他）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した位置及び規模とすること。</li> <li>・道路、公園等の公共の場所に接する部分は圧迫感や威圧感を感じさせないような位置及び規模とすること。</li> </ul>	<p>（周辺景観への配慮）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●集落内や集落の入口から見たときに、集落景観、背景となる山なみを著しく妨げない位置及び規模とすること。</li> </ul> <p>（景観構成要素への配慮）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●石垣、庭木、植え込みなどの特徴的な景観を構成するものがある場合には、極力保全すること。</li> <li>・近傍に自然や歴史・文化的建築物等の良好な景観を構成するものがある場合には、それらの保全に配慮した位置及び規模とすること。</li> </ul> <p>（眺望への配慮）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●高野参詣道（町石道）の眺望点から見たときに、外周囲山稜のスカイラインから突出しない位置及び規模とすること。また、集落景観、背景となる山なみを著しく妨げない位置及び規模とすること。</li> <li>・山地、河川、湖沼、丘陵地等への主要な眺望点からの眺望を妨げない位置及び規模とすること。</li> <li>・山稜の近傍では稜線や背景との調和を乱さない位置及び規模とすること。</li> </ul> <p>（その他）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した位置及び規模とすること。</li> <li>・道路、公園等の公共の場所に接する部分は圧迫感や威圧感を感じさせないような位置及び規模とすること。</li> </ul>	<p>（景観構成要素への配慮）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●石垣、庭木、植え込みなどの特徴的な景観を構成するものがある場合には、極力保全すること。</li> <li>・近傍に自然や歴史・文化的建築物等の良好な景観を構成するものがある場合には、それらの保全に配慮した位置及び規模とすること。</li> </ul> <p>（国道、鉄道及び歩行者動線沿道からの眺望への配慮）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●国道、鉄道及び歩行者動線沿道から見て、集落景観や背景となる山なみを著しく妨げない位置及び規模とすること。</li> </ul> <p>（その他）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した位置及び規模とすること。</li> <li>・道路、公園等の公共の場所に接する部分は圧迫感や威圧感を感じさせないような位置及び規模とすること。</li> </ul>	<p>（景観構成要素への配慮）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近傍に自然や歴史・文化的建築物等の良好な景観を構成するものがある場合には、それらの保全に配慮した位置及び規模とすること。</li> </ul> <p>（眺望への配慮）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●高野参詣道（町石道）及び高野参詣道（三谷坂）の眺望点から見たときに、外周囲山稜のスカイラインから突出しない位置及び規模とすること。</li> </ul> <p>（その他）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した位置及び規模とすること。</li> <li>・道路、公園等の公共の場所に接する部分は圧迫感や威圧感を感じさせないような位置及び規模とすること。</li> </ul>
	形態・ 意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>●周辺景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。</li> <li>・周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。</li> <li>・集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した形態及び意匠とすること。</li> <li>・壁面設備、屋上設備等は露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には建築物等本体及び周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高野参詣道（町石道）の眺望点及び集落内や集落の入口から見たときに、周辺と調和のとれた形態及び意匠とすること。</li> <li>・周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。</li> <li>・集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した形態及び意匠とすること。</li> <li>・壁面設備、屋上設備等は露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には建築物等本体及び周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国道、鉄道及び歩行者動線沿道から見たときに、周辺と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。</li> <li>・周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。</li> <li>・市街地や集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した形態及び意匠とすること。</li> <li>・壁面設備、屋上設備等は露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には建築物等本体及び周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高野参詣道（町石道）及び高野参詣道（三谷坂）の眺望点及び国道、鉄道、歩行者動線沿道から見たときも、周辺と調和のとれた形態及び意匠とすること。</li> <li>・周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。</li> <li>・市街地や集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した形態及び意匠とすること。</li> <li>・壁面設備、屋上設備等は露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には建築物等本体及び周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。</li> </ul>

対象行為	項目	行為の制限の基準									
		①バッファゾーン（世界遺産緩衝地帯）	②天野集落	③国道 370 号、480 号、鉄道沿線及び歩行者動線沿道（境界から 50m、200m）	④その他の地域						
建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更（続き）	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>●周辺景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。</li> <li>・落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観と調和した色彩とすること。</li> <li>・アクセント色を使用する場合は色彩相互の調和や使用する量のバランスに配慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●外観の基調色は次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、社会通念上、使用が認められている場合、または、他の法令等の規定により、それら以外の色によることとされている場合は、この限りでない。</li> <li>・落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観と調和した色彩とすること。</li> <li>・アクセント色を使用する場合は色彩相互の調和や使用する量のバランスに配慮すること。</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>色相</td> <td>彩度</td> </tr> <tr> <td>0.1R～2.5Y</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>4 以下(無彩色含む)</td> </tr> </table>	色相	彩度	0.1R～2.5Y	6 以下	上記以外	4 以下(無彩色含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観と調和した色彩とすること。</li> <li>・アクセント色を使用する場合は色彩相互の調和や使用する量のバランスに配慮すること。</li> </ul>	
	色相	彩度									
	0.1R～2.5Y	6 以下									
	上記以外	4 以下(無彩色含む)									
素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・できる限り周辺の景観と調和した素材を用い、木、土、石など地域の風土に合った自然素材を活用すること。</li> <li>・できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を用いること。</li> </ul>										
緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行為地内やその周辺はできる限り多くの部分を緑化すること。</li> <li>・植栽にあたってはできる限り周辺の植生に合った樹種を用いること。</li> <li>・行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は保存又は移植し修景に活かすこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行為地内やその周辺はできる限り多くの部分を緑化すること。</li> <li>・植栽にあたってはできる限り周辺の植生に合った樹種を用いること。</li> <li>・行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は保存又は移植し修景に活かすこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行為地内やその周辺はできる限り多くの部分を緑化を図り、特に道路に面する部分に植栽の設置をすること。</li> <li>・植栽にあたってはできる限り周辺の植生に合った樹種を用いること。</li> <li>・行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は保存又は移植し修景に活かすこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行為地内やその周辺はできる限り多くの部分を緑化すること。</li> <li>・植栽にあたってはできる限り周辺の植生に合った樹種を用いること。</li> <li>・行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は保存又は移植し修景に活かすこと。</li> </ul>							
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間の屋外照明による過剰な光が周囲に散乱しないよう照明方法等に配慮すること。</li> </ul>										
開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更（土石の採取及び鉱物の掘採を除く）	位置・規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>●周辺の景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。</li> <li>・現況の地形を活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにすること。</li> <li>・法面はできる限りゆるやかな勾配とすること。</li> <li>・擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高野参詣道（町石道）の眺望点及び集落内や集落の入口から見たときに、周辺との調和を図ること。</li> <li>・現況の地形を活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにすること。</li> <li>・法面はできる限りゆるやかな勾配とすること。</li> <li>・擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国道、鉄道沿道から見たときに、周辺との調和を図ること。</li> <li>・現況の地形を活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにすること。</li> <li>・法面はできる限りゆるやかな勾配とすること。</li> <li>・擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高野参詣道（高野山町石道）の眺望点及び国道、鉄道沿道から見たときに、周辺との調和を図ること。</li> <li>・現況の地形を活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにすること。</li> <li>・法面はできる限りゆるやかな勾配とすること。</li> <li>・擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とすること。</li> </ul>						
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法面は周辺の植生と調和した緑化を行うこと。</li> <li>・行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は保存又は移植し修景に活かすこと。</li> </ul>									
土石の採取又は鉱物の掘採	位置・規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>●周辺の景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。</li> <li>・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高野参詣道（町石道）の眺望点及び集落内や集落の入口から見たときに、周辺との調和を図ること。</li> <li>・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国道、鉄道、歩行者動線沿道から見たときに、周辺との調和を図ること。</li> <li>・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高野参詣道（町石道）及び高野参詣道（三谷坂）の眺望点及び国道、鉄道、歩行者動線沿道から見たときに、周辺との調和を図ること。</li> <li>・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。</li> </ul>						
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・採取又は掘採を終了した場所から速やかに周辺の植生と調和した緑化を行うこと。</li> </ul>									
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	位置・規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>●周辺の景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。</li> <li>・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高野参詣道（町石道）の眺望点及び集落内や集落の入口から見たときに、周辺との調和を図ること。</li> <li>・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国道、鉄道及び歩行者動線沿道から見たときに、周辺との調和を図ること。</li> <li>・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高野参詣道（町石道）及び高野参詣道（三谷坂）の眺望点及び国道、鉄道、歩行者動線沿道から見たときに、周辺との調和を図ること。</li> <li>・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。</li> </ul>						
	方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路、公園等の公共の場所から目立たないよう、積み上げに際してはできる限り高さを低くするとともに、整然と積み上げること。</li> </ul>									
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路、公園等の公共の場所から目立たないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいすること。</li> </ul>									
水面の埋立て	位置・規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>●周辺の景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。</li> </ul>									

## 和歌山県景観ガイドライン

### 高野参詣道（町石道）周辺特定景観形成地域

令和5年3月

発行・編集 和歌山県 県土整備部 都市住宅局 都市政策課  
〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地  
TEL 073-441-3228 FAX 073-441-3232  
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/>